

# 令和8年度 民間福祉団体活動推進事業実施要領

## 1 目的

社会福祉法人熊本県社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、熊本県社会福祉振興基金により、民間福祉団体が実施する先駆的な新規事業及び各種大会等に対して助成を行い、民間福祉団体活動を促進し、活力ある地域福祉活動を推進することを目的として本事業を実施する。

## 2 助成対象となる民間福祉団体

民間の非営利団体で、高齢者・障がい者・児童・子育て世帯・生活困窮者等を対象とする地域福祉活動を行う団体とする。

## 3 助成対象事業及び助成金額

### (1) 民間福祉団体活動助成

県内の民間福祉団体が実施する新規事業（研修会を含む）とする。

助成率及び上限額等は、次のとおりとし、予算の範囲内で助成する。

ア 申請事業の助成対象経費のうち、3分の2以内を助成する。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

イ 助成の上限額は50万円とする。

ウ 助成対象事業は原則として単年度事業とする。

エ 継続事業を実施する必要がある場合は、当該年度を含めて3年以内に限り助成の対象とすることができるものとする。

### (2) 各種大会助成

県内の民間福祉団体が主催する九州ブロック大会や全国大会とする。

助成の上限額は、原則として次のとおりとし、予算の範囲内で助成する。

ア 九州規模は10万円とする。

イ 全国規模は15万円とする。

## 4 助成対象経費

助成金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

(1) 報酬（団体の役員やスタッフの人件費としての謝金は除く。）

(2) 諸謝金

(3) 旅費交通費

(4) 消耗品費

(5) 器具什器費

(6) 印刷製本費

(7) 通信運搬費

(8) 賃借料

(9) 業務委託費

(10) 保険料

## 5 助成対象事業等の制限

次の事業等は助成の対象とならない。

- (1) 民間福祉団体活動助成については、他の機関、団体から補助、公的助成等が行われる事業
- (2) 法人・団体等の管理運営維持に関する経費（日常業務に係る人件費、家賃などの経常資金）並びに会議、大会及び研修会等への参加経費及び派遣旅費

## 6 申請期間

令和8年5月1日（金）から令和8年5月29日（金）までとする。

なお、この期間の申請に伴う助成額が予算に達しない場合、追加募集することがある。

## 7 審査

応募要件及び事業内容について、本会で審査し選考する。

## 8 助成方法

本会が別に定める令和8年度熊本県社会福祉振興基金助成金交付要項（以下「交付要項」という。）の定めるところによる。なお、助成金の申請にあたっては、別添の手引きを参照のうえ交付要項第3条に規定する書類に加えて、別紙「自己評価表」を提出するものとする。

## 9 その他

- (1) 助成先の法人名・団体名・所在地・助成事業の内容について、本会の機関紙及びホームページ等により公表することがあるため、申請法人・団体はこのことを了承のうえ申請するものとする。
- (2) 申請に係る提出書類は返却しないものとする。
- (3) 本会が選考のために必要と認めた場合は、申請法人・団体に対し、さらに詳しい書類の提出の依頼、又は、訪問等による調査を実施する。
- (4) 本会は助成先に対し、助成後3年間について、活動状況等についての調査をすることがある。
- (5) 本会は助成先が次に該当する場合、助成金の交付停止又は返還を求めることがある。
  - ア 助成金の使途等の申請内容に虚偽があることが判明した場合
  - イ 申請事業を取りやめるなどにより、当初の目的を達成できないと本会が認めた場合
  - ウ 助成の対象について、重複して他の資金助成を受けた場合
- (6) 助成金の交付を受けた助成事業者は、事業完了後、本会に交付要項第7条第2項に規定する助成金事業収支精算書提出時、経費の支出に係る領収証の写しを添付するものとする。

## 附 則

この要領は令和8年4月10日から施行する。

## 令和 8 年度 熊本県社会福祉振興基金 助成金交付要項

(趣旨)

第 1 条 社会福祉法人熊本県社会福祉協議会会長（以下「県社協会長」という。）は、熊本県社会福祉振興基金設置規程第 5 条に規定する事業の振興を図るため、民間福祉団体の活動等に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付については、この要項の定めるところによる。

(助成対象事業及び助成金の額)

第 2 条 助成の対象事業並びに助成金の額については、別表のとおりとする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(助成金の申請)

第 3 条 前条の助成金の交付を受けようとする者（以下「助成事業者」という。）は、令和 8 年度熊本県社会福祉振興基金助成金交付申請書（別記第 1 号様式）に助成事業実施計画書（別記第 2 号様式）及び助成事業収支予算書（別記第 3 号様式）を添えて、別に定める期日までに県社協会長へ提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第 4 条 県社協会長は、前条に規定する申請書を受理した場合において、審査のうえ適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、令和 8 年度熊本県社会福祉振興基金助成金交付決定通知書（別記第 4 号様式）により、その旨を助成事業者に通知するものとする。

2 県社協会長は、助成金の交付目的を達成するために、必要がある場合は助成金の交付決定に際し条件を付することができる。

(助成金の請求)

第 5 条 前条に規定する交付決定を受けた助成事業者は、助成金の請求について、熊本県社会福祉振興基金助成金請求書（別記第 5 号様式）を県社協会長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第 6 条 県社協会長は、前条に規定する請求書を受理したときは、速やかに助成金の交付を行うものとする。

(実績報告)

第 7 条 前条の規定により助成金の交付を受けた助成事業者は、当該年度末日までに事業を完了するものとする。

2 助成事業者は、助成金に係る事業を完了した日から 30 日以内若しくは事業翌年度の 4 月末日のいずれか早い日までに、令和 8 年度熊本県社会福祉振興基金事業実績報告書（別記第 6 号様式）に助成事業実施報告書（別記第 7 号様式）及び助成事業収支精算書（別記第 8 号様式）を添えて県社協会長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第 8 条 県社協会長は、前条の規定により事業実績報告書を受理した場合において、その内容を審査のうえ適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を助成金交付確定通知書（別記第 9 号様式）により助成事業者に通知する。

(調査等)

第 9 条 県社協会長は、助成金交付に係る事業若しくは助成金の使用に関し、その状況を調査し、又は必要な報告を徴することができる。

(交付の取り消し等)

第 10 条 県社協会長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、助成金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の交付申請をしたとき。

(2) 第 4 条第 2 項により、県社協会長が付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、助成事業等について交付すべき助成金の額の確定があった後、同項に規定する事実が認められたときにおいても適用するものとする。

(文書等の保管期間)

第 11 条 この助成事業に関する文書等の保管期間は、5 年とする。

(雑則)

第 12 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要項は令和 8 年 4 月 2 日から施行する。

別表（第2条関係）

令和8年度 熊本県社会福祉振興基金助成金  
助成対象事業及び助成金額

No.	助成対象団体	助成対象事業名	予算額	助成金の額
1	市町村協	市町村社協活動推進事業 (1) 地域福祉活動推進事業 (2) 広域的活動推進事業 (3) 市町村ボランティア連絡協議会 との協働事業	7,500,000 円	(1) 地域福祉活動推進事業 1 事業の上限額 ア 新規 50 万円 イ 継続・発展・強化 25 万円 ウ 複数事業を実施する場合は、1 社協 2 事業 100 万円 (2) 広域的活動推進事業 1 事業の上限額 200 万円 (3) 市町村ボランティア連絡協議会との協働事業 1 事業の上限額 50 万円
2	民間福祉団体	民間福祉団体活動推進事業	1,400,000 円	1 事業の上限額 50 万円 (対象経費の3分の2以内)
3	民間福祉団体	各種大会助成事業	800,000 円	九州大会規模 10 万円 全国大会規模 15 万円
4	小規模団体	小規模団体活動支援事業	800,000 円	1 事業の上限額 10 万円 (対象経費の3分の2以内)
	合	計	10,500,000 円	



## 手引き

### 1 事業の目的

社会福祉法人熊本県社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、熊本県社会福祉振興基金により、民間福祉団体が実施する先駆的な新規事業及び各種大会等に対して助成を行い、民間福祉団体活動を促進し、活力ある地域福祉活動を推進することを目的として、民間福祉団体活動推進事業を実施します。

### 2 助成対象となる民間福祉団体

民間の非営利団体で、高齢者・障がい者・児童・子育て世帯・生活困窮者等を対象とする地域福祉活動を行う団体とします。

### 3 助成対象事業及び助成金額

- (1) 民間福祉団体活動助成は、県内の民間福祉団体が実施する先駆的事业及びその研修会等の新規事業とします。助成率及び上限額は、次のとおりとし、予算の範囲内で助成します。

ア 申請事業の助成対象経費のうち、3分の2以内を助成します。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとします。

イ 助成の上限額は50万円とします。

ウ 助成対象事業は原則として単年度事業とします。

エ 継続事業を実施する必要がある場合は、当該年度を含めて3年以内に限り助成の対象とすることができるものとします。

- (2) 各種大会助成は、県内の民間福祉団体等が主催する九州ブロック大会や全国大会とします。助成の上限額は、九州規模は10万円、全国規模は15万円とし、予算の範囲内で助成します。

### 4 助成の対象経費

助成の対象となる経費は、次のとおりです。

- (1) 報酬：事業実施のための講師等に対する報酬（団体の役員やスタッフの  
人件費としての謝金は除く。）
- (2) 諸謝金：事業実施のための講師等に対する謝礼
- (3) 旅費交通費：事業実施のために必要な旅費等に係る経費
- (4) 消耗品費：事務用品等の購入に係る経費
- (5) 器具什器費：物品の購入に係る経費
- (6) 印刷製本費：事業実施のための印刷・コピー代
- (7) 通信運搬費：事業実施に必要な連絡費（切手代、電話代等）
- (8) 賃借料：事業実施に必要な施設、物品等の使用に係る経費（会場使用料や  
資機材のリース料等）
- (9) 業務委託費：事業の一部委託に係る経費
- (10) 保険料：各種保険料等

### 5 助成対象事業等の制限

次の事業等は助成の対象となりません。

- (1) 上記3の(1)「民間福祉団体活動助成」については、他の機関、団体から補助、公的助成等が行われる事業
- (2) 法人・団体等の管理運営維持に関する経費（日常業務にかかる人件費、家賃などの経常資金）並びに会議、大会及び研修会等への参加経費及び派遣旅費

## 6 申請方法等

- (1) 令和8年5月1日（金）から令和8年5月29日（金）までに（本会必着）、
  - (2)の申請書類を郵送で提出してください。なお、この期間の申請に伴う助成額が予算に達しない場合、追加募集することがあります。
- (2) 申請書類はア～オです。
  - ア 助成金交付申請書（別記第1号様式）
  - イ 助成事業実施計画書（別記第2号様式）
  - ウ 助成事業収支予算書（別記第3号様式）
  - エ 自己評価表（別紙）
  - オ 見積書（ウで購入等を計画している物品の金額が記載されたもの）
- (3) この助成事業の関係書類については、県社協ホームページに掲載された令和8年度熊本県社会福祉振興基金交付要項（以下「基金交付要項」という。）と本事業の実施要領で確認してください。  
<https://www.fukushi-kumamoto.or.jp/>

### 【問合せ・連絡先】

熊本県社会福祉協議会 ボランティアセンター 担当：田中  
〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3-7（県総合福祉センター2階）  
電話 096-324-5436 ファックス 096-324-5427  
電子メール [kvc@kumashakyo.jp](mailto:kvc@kumashakyo.jp)

## 7 注意事項

- (1) 助成先の法人名・団体名・所在地・助成事業の内容について、本会の機関紙及びホームページ等により公表することがありますので、このことを了承のうえ申請してください。
- (2) 申請に係る提出書類は返却しません。
- (3) 本会が選考のために必要と認めた場合は、申請法人・団体に対し、さらに詳しい書類の提出の依頼、又は訪問等による調査を実施することがあります。
- (4) 本会は助成先に対し、助成後3年間、活動状況等についての調査をすることがあります。
- (5) 本会は助成先が次に該当する場合、助成金の交付停止又は返還を求めることがあります。
  - ア 助成金の用途等の申請内容に虚偽があることが判明した場合
  - イ 申請事業を取りやめるなどにより、当初の目的を達成できないと本会が認めた場合
  - ウ 助成の対象について、重複して他の資金助成を受けた場合
- (6) 助成金の交付を受けた民間福祉団体等は、事業完了後（30日以内）、本会に基金交付要項第7条第2項に規定する助成事業収支精算書を提出する際に、経費の支出に係る領収証の写しを添付してください。

# 民間福祉団体活動 推進事業(助成)のご案内

民間の非営利団体で、高齢者・障がい者・児童・子育て世帯・生活困窮者等を対象とする福祉活動を行う団体を対象とした事業です。

## 対象事業

- ① 県内の民間福祉団体等が実施する先駆的な新規事業  
(1事業の上限額50万円まで、対象経費の3分の2以内)
- ② 県内の民間福祉団体等が主催して開催する、九州・全国規模の各種大会  
(九州大会10万円 ・全国大会15万円)

## 申込期限

令和8年5月29日(金) 必着

## 申込方法

別添「申請の手引き」をご参照ください。  
所定の申込書に必要事項をご記入のうえ、郵送によりご提出ください。  
申請書類は本会ホームページに掲載しています。  
(<https://www.fukushi-kumamoto.or.jp/>)

## 問合せ先

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会 ボランティアセンター  
〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3番7号 熊本県総合福祉センター2階  
TEL 096-324-5436 FAX 096-324-5427



【本会ホームページ】

